

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
プレハブレンタル		5 普連 2 号	
		作 成	令和 8 年 2 月 9 日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	第 5 普通科連隊第 3 科

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊青森駐屯地において使用するプレハブレンタルについて適用する。

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は当該設備の設置上、当然必要な機器の準備は請負業者が行うものとし、その他の事項は請負業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

仮設建物等の設置・レンタル・撤収作業を実施する。

3.2 役務履行期間及び作業時間

本役務の履行期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 2 日までとする。作業可能時間は平日の 0815 から 1700 の間とし、時間外の作業を実施する場合は、官側担当者との調整による。（撤収完了日は 10 月 7 日 1700）

3.3 役務実施場所

陸上自衛隊青森駐屯地 「別紙第 1」

3.4 仮設建物

名称、数量等、細部については、「別紙第 2、3」による。

3.5 災害防止

災害予防については常に注意を怠らないことはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。

3.6 電源の引き込み

電源の引き込み及び内部配線の接続（材料含む）については、請負業者が実施する。供給元電源場所については官側が指定する。

3.7 倒壊防止

強風等による倒壊防止処置を実施するものとする。

3.8 消防設備

仮設建物に必要な消火設備（消火器）を設置するものとする。

3.9 特記事項

仕様書に記載又は指示がなくても、技術的・常識的に当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。

4 品質保証

2

契約期間内に発生した不具合（エアコンの故障及び蛍光灯切れ等）については請負業者側が速やかに修理・交換するとともに監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 調整先

〒038-0022

青森市浪館字近野45 第5普通科連隊第3科 担当：近江

Tel 017-781-0161（内線6125）

6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。